

23 日機輸出国第 160 号
平成23年9月16日

各 位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持治彦

中国知財実務対策セミナー

「中国における技術契約の諸問題と留意点」の開催について

今や、日本企業が中国企業との間で、技術に関する契約を締結することは珍しくなくなりました。しかし日本企業が、中国企業（日本企業の中国子会社を含む）との間で、例えば、技術ライセンス契約、開発委託契約等を締結する場合、中国における技術契約に関する様々な法規制及び実務運用に注意する必要があります。

そこで、当組合では、中国の技術契約に関する法規制を概観した上で、日本企業が直面するさまざまな実務上の問題を取り上げ、留意点を解説するセミナーを開催することといたしました。各位奮ってご参加下さるようご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、下記の申込方法よりお申し込み下さい。

敬具

記

I. 日 時：平成23年10月21日(金) 13:30～16:45

II. 場 所：機械振興会館 6階会議室 6D-1～3
東京都港区芝公園 3-5-8

http://jmcti.org/jmchomepage/shoukai/shozaichi/chizu/tokyo/tokyo_map.pdf

III. テーマ：「中国における技術契約の諸問題と留意点」

講 師：森・濱田松本法律事務所 弁護士・博士（法学）遠藤 誠 氏

IV. 主な講演内容：

1. 中国における技術契約に関する法規制

契約法及び技術契約に関連する司法解釈 / 技術輸出入管理条例等

2. 実務上の問題及び留意点（例）

- ①技術ライセンス契約における、ライセンサーの保証義務（「技術輸出入管理条例」で義務付けられている）を限定するには、どのような契約条項にすればよいか？
- ②技術ライセンス契約において、ライセンシーの創作した改良技術を、ライセンサーに譲渡又は使用許諾させることができるか？
- ③技術ライセンス契約において、ライセンシーが当該技術を使用して製造した製品の外国への輸出を禁止することができるか？
- ④特許ライセンス契約や技術ライセンス契約のロイヤルティを中国から外国へ送金するための具体的手続はどのようなものか？
- ⑤特許ライセンス契約や技術ライセンス契約の届出をしようとしたが、担当官が拒絶して受理してくれない場合、ロイヤルティを中国から外国へ送金することは一切できないのか？
- ⑥技術ライセンス契約において、ライセンシーからの秘密漏洩を防止するためには、どうすればよいか？

- ⑦技術ライセンス契約において、ロイヤルティの額や率には、法律上又は実務上、上限があるのか？
- ⑧技術指導契約により、日本から中国に派遣される技術者が中国に長期間滞在する場合、どのようなリスク（PE認定問題等）があるか？
- ⑨開発委託契約において、受託者（中国企業）の成果を委託者（日本企業）に原始的に帰属させる場合、「技術輸出入管理条例」に基づく契約届出をする必要があるか？
- ⑩開発委託契約において、受託者（中国企業）の成果を委託者（日本企業）に原始的に帰属させる場合、委託者（日本企業）は、受託者（中国企業）の従業員である発明者に対し、奨励・報酬を支払う必要があるか？
- ⑪日本企業と中国企業との共同開発契約において、成果を日本企業のみ^に帰属させることができるか？

IV. 受講料：組合員 無料 / 非組合員 5,000 円

VI. 定 員：120名（先着順）

VII. 申込方法：参加ご希望の方は、10月19日（水）までに、当組合ホームページのセミナー開催案内 (<http://jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>) から『オンライン申込』をクリックしてお申込み下さい。

- ・キャンセルされる場合は、10月19日（水）まで、下記連絡先に必ずご連絡下さい。
- ・ご連絡がない場合には、受講料をご負担いただきます。後日、請求書をお送りします。
- ・参加者多数の場合は、締切りを繰り上げる場合がございます。

VIII. 受付方法：

- ・セミナー当日、受付にお名刺をご提出下さい(受講券は発行いたしません)。
- ・非組合員の方は、受講料を当日、会場受付にてお支払い下さい。領収書をお渡しします。

以上

本件連絡先:通商・投資グループ ^{くらもと} 庫元、江川

Tel.03-3431-9348 / E-mail:tohshi@jmcti.or.jp